

静岡県人事委員会は、職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則18-2

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（静岡県人事委員会規則18-1）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第28条の4、第28条の5又は第28条の6</u>の規定に基づく採用に関する苦情相談</p> <p>(記録の作成等)</p> <p>第6条 相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を<u>作成し、人事委員会に報告</u>しなければならない。</p>	<p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項</u>の規定に基づく採用に関する苦情相談</p> <p>(記録の作成等)</p> <p>第6条 相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を<u>作成し、毎年、苦情相談の概要を人事委員会に報告</u>しなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 令和14年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第2号中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」とあるのは、「法第22条の4第1項、第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項、第2項、第3項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項、第7条第1項、第2項、第3項若しくは第4項」とする。